

議第3号

学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式に関する告示の一部
を改正する告示について

学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式に関する告示の一部を改正する告示を次のように定めるものとする。

令和3年3月22日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

県が定める手続について、原則として押印等を廃止する基本方針が決定されたことを踏まえ、押印の義務付けを廃止する教育委員会告示の改正を行う。

< 根拠法令 >

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式に関する告示の一部を改正する告示の概要

1 概要

岐阜県DX推進本部員会議において、県が定める全ての行政手続について、原則、押印等を廃止する基本方針が決定されたことを踏まえ、押印の義務付けを廃止する教育委員会告示の改正を行う。

2 施行日

令和3年4月1日

3 内容

届出者への押印の義務付けを廃止（届出様式から「印」を削除）
（第1号様式、第2号様式、第3号様式）

岐阜県教育委員会告示第 号

学校給食法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十四号）第一条第六項及び第二条第二項の規定に基づき、学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式を次のように定め、学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式に関する告示（昭和三十年岐阜県教育委員会告示第三号）は、令和三年三月三十一日限り廃止する。

令和三年三月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式

学校給食法施行規則第一条第一項に規定する届出書は別記第一号様式に、同条第五項に規定する届出書は別記第二号様式に、同省令第二条第一項に規定する届出書は別記第三号様式によるものとする。

別記

第1号様式

(表)

年 月 日

岐阜県教育委員会様

設置者名

学校給食開設届出書

次のとおり学校給食を開設しますので、学校給食法施行令第1条の規定により届け出ます。

1 学校名等									
(1) 学校名		(2) 公立 私立	(3) 所在地		(4) 校長氏名				
2 学校給食の実施人員、区分及び毎週の実施回数									
(5) 学級数		(6) 在籍人員	児童・生徒 教職員	人 人	(7) 給食の区分	完全食 ミルク	(8) 毎週の 実施回数	回	(9) 備考
3 学校給食の運営のための職員組織									
区 分	(10) 給食主任	(11) 栄養士	(12) 調理員	(13) その他	(14) 備考				
身 分									
氏名又は 人員			人	人					
4 学校給食の運営に要する経費及び維持の方法									
経費区分 (月額)	(15) 負担区分				(16) 維持の方法				
	設置者	保護者	その他	計					
給食費	円	円	円	円					
光熱水費									
人件費									
その他									
計									
5 (17) 学校給食の開設の時期 年 月 日									
6 (18) 給食施設の図面									

(裏)

記入上の注意

- 1 (2)公私立及び(7)給食の区分の各欄は、それぞれ該当の文字を○で囲むこと。
- 2 (10)給食主任欄から(12)調理員欄までの身分は、教諭、栄養士等職名を記入し、非常勤職員を置く場合は(13)その他欄に身分及び人員を、調理業務等を外部委託する場合は(14)備考欄に委託業者名をそれぞれ記入すること。
- 3 (15)負担区分欄に記載されたもののほか、特に運営を維持するための方法がある場合は、(16)維持の方法欄に具体的に記入すること。
- 4 共同調理場の場合は、(1)学校名欄に共同調理場名を、(4)校長氏名欄に所長氏名を、(9)備考欄に対象学校名をそれぞれ記入すること。
- 5 共同調理場の対象学校については、(9)備考欄に共同調理場名を記入し、(11)栄養士欄から(13)その他欄までの各欄は、記入を要しないこと。

第2号様式

年 月 日

岐阜県教育委員会様

設置者名

学校給食変更届出書

年 月 日付けの学校給食開設届出書の一部を次のとおり変更したいので、学校給食法施行規則第1条第5項の規定により届け出ます。

変更の事由及び時期

区 分	内 容
学 校 名 又 は 共 同 調 理 場 名	
所 在 地	
変 更 の 事 項	
変 更 の 事 由	
変 更 の 時 期	年 月 日

第3号様式

年 月 日

岐阜県教育委員会様

設置者名

学校給食廃止届出書

次のとおり学校給食を廃止したいので、学校給食法施行令第1条の規定により届け出ます。

区 分	内 容
学 校 名 又 は 共 同 調 理 場 名	
所 在 地	
廃 止 の 事 由	
廃止の際における給 食施設及び設備の処 分方法	
廃止の際における学 校給食物資の処分方 法	
廃 止 の 時 期	年 月 日

学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式（昭和三十年岐阜県教育委員会告示第三号）新旧対照表

新告示

学校給食法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十四号）第一条第六項及び第二条第二項の規定に基づき、学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式を次のように定める。

学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式

学校給食法施行規則第一条第一項に規定する届出書は別記第一号様式に、同条第五項に規定する届出書は別記第二号様式に、同省令第二条第一項に規定する届出書は別記第三号様式によるものとする。

旧告示

学校給食法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十四号）第一条第三項及び第二条第二項の規定に基づき、学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式を次のように定める。

学校給食の開設、変更及び廃止の届出書の様式

学校給食法施行規則第一条第一項に規定する届出書は、第一号様式に、同条第二項に規定する届出書は、第二号様式に、第二条第一項に規定する届出書は、第三号様式によるものとする。

第三号様式

年 月 日

岐阜県教育委員会様

設置者名

学校給食廃止届出書

次のとおり学校給食を廃止したいので、学校給食法施行令第1条の規定により届け出ます。

区 分	内 容
学校名又は 共同調理場名	
所 在 地	
廃 止 の 事 由	
廃止の際における給 食施設及び設備の処 分方法	
廃止の際における学 校給食物資の処分方 法	
廃 止 の 時 期	年 月 日

第三号様式

年 月 日

岐阜県教育委員会殿

設置者名

印

学 校 給 食 の 廃 止 届 出 書

次のとおり学校給食を廃止したいので学校給食法施行令第1条の規定により届け出ます。

1 学校給食を廃止する学校名			
2 学校給食の廃止の事由			
3 学校給食の廃 止の際における 学校給食の施 設、設備および 物資の処分の方 法	施 設 設 備	小麦粉	
		脱脂粉乳	
	物 資	その他	
4 学校給食の廃止の時期 年 月 日 廃止			